

竹原市立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針

令和5年4月1日
竹原市教育委員会

1 要旨

学校における働き方改革を推進するため、令和元年12月11日付けで公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和元年法律第72号）が公布され、令和2年1月17日付けで公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号。以下「給特法」という。）第7条の規定によって、文部科学大臣が定める教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針（以下「指針」という。）が告示された。

指針第4（1）において、教育職員のサービスを監督する教育委員会は、指針を参考に、所管の学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針（以下「方針」という。）を教育委員会規則等で定めることについて、教育委員会が講ずべき措置として規定されている。

このことから、本市においても、学校における働き方改革の取組の一環として、教育職員の在校等時間を管理し、長時間勤務を縮減するため、令和3年4月1日付けで竹原市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則（以下「規則」という。）を制定した。

本方針では、「指針」及び「規則」第3条に基づき、竹原市立学校の教育職員の業務量の適切な管理、健康及び福祉の確保を図るために必要な事項を定めることとする。

2 概要

（1）対象職員

竹原市立学校の教育職員（給特法第2条第2項に規定する職員をいう。以下同じ。）

（2）対象時間

ア 在校等時間

次の（ア）及び（イ）に掲げる時間から（ウ）及び（エ）に掲げる時間を除いた時間を「在校等時間」とし、勤務時間管理の対象とする。

（ア） 校内に在校している時間

（イ） 校外において職務として行う研修への参加や児童生徒の引率等の職務に従事している時間

（ウ） 正規の勤務時間（職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成7年広島県条例第5号。

以下「勤務時間条例」という。）第2条から第5条までに規定する勤務時間をいう。以下同じ。）外に自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間その他業務外の時間

（エ） 休憩時間

イ 上限時間

在校等時間から、正規の勤務時間を除いた時間について、次の（ア）又は（イ）に掲げる時間の上限の範囲内とする。

（ア） 原則

a 1年について360時間以下

b 1か月について45時間以下

（イ） 児童生徒等に係る臨時的な特別の事情がある場合（以下「特例」という。）

（ア）にかかわらず、次に掲げる時間の上限の範囲内とする。

a 1年について720時間以下

b 1か月について100時間未満

c 1年のうち1か月において45時間を超える月数について6月以下

d 連続する2か月から6か月までのそれぞれの期間の1か月当たりの平均について80時間以下

3 詳細

(1) 対象職員

竹原市立学校の教育職員（校長，教頭，指導教諭，教諭，養護教諭，栄養教諭，助教諭，養護助教諭，講師）に限るため，竹原市立学校の事務職員及び学校栄養職員は含まない。

なお，充て指導主事（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第18条第4項に規定する職員をいう。）については，服務監督を行う事務局又は学校以外の教育機関（広島県教育委員会組織規則（平成9年広島県教育委員会規則第4号）第2条に規定する機関をいう。以下「事務局等」という。）において規則を適用する。

※ 事務職員及び学校栄養職員については，36協定に基づく時間外労働の上限規制が適用されるため。

(2) 対象時間

ア 2（2）ア（ア）及び（イ）に規定する時間

正規の勤務時間及び限定4項目（県立及び市町立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年広島県条例第67号。以下「給特条例」という。）第6条第2項に規定する要件をいう。以下同じ。）による時間外勤務命令以外の時間を含む。

※ 指針第3(1)ロにおいて，「各地方公共団体が定める方法によるテレワーク等の時間」についても在校等時間に含めることが規定されているが，竹原市立学校の教育職員については，テレワーク等を導入していない。

イ 2（2）ア（ウ）に規定する時間

教育職員の申告に基づく。

ウ 2（2）ア（エ）に規定する時間

休憩時間（勤務時間条例第6条第1項に規定する休憩時間をいう。）を確実に確保した上で，正規の勤務時間外に実際に休憩した時間があれば，その時間を含む。

エ 原則

上限時間まで業務を行うことを推奨するものではない。

なお，在校等時間から除く正規の勤務時間については，休日の代休日（勤務時間条例第10条第1項に規定する日をいう。）が指定された場合における当該休日に割り振られた正規の勤務時間における勤務を含む（ただし，給特法第6条第3項の規定によって，休日に勤務を命じる場合は，そもそも限定4項目に限られる。）。

オ 特例

児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い，一時的又は突発的に正規の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合をいう。

カ 把握方法

勤務時間管理（入退校記録）システムに基づいて把握する。

(3) 留意事項

ア 事後検証

特に，特例に該当した学校における業務や環境整備等の状況について事後的に検証を行う。

イ 持ち帰り業務

持ち帰り業務については，在校等時間に含まれるものではないが，本来，持ち帰り業務は行わないことが原則であり，原則又は特例に規定する上限時間を守るために，持ち帰り業務が増加することのないようにするとともに，持ち帰り業務を縮減するよう，実態を把握し，取り組む。

ウ その他

（ア）規則及び当該方針のほか，市立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については，教育委員会が別に定める（学校における働き方改革取組方針を含む。）。

（イ）終業から始業までに一定時間以上の継続した休息時間を確保するよう留意する。

（ウ）竹原市教育委員会総務学事課に長時間勤務に関する相談窓口を設置する。

4 施行期日

令和5年4月1日